様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とだけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 戸田建設株式会社  （ふりがな）おおたに　せいすけ  （法人の場合）代表者の氏名 大谷　清介  住所　〒104-0031  東京都 中央区 京橋１丁目７番１号  法人番号　6010001034874  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2027『見極め、つなぐ』 | | 公表日 | ①　2025年 5月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/ir/pdf/ir20250515\_1\_01.pdf  　【中期経営計画2027『見極め、つなぐ』P4～5未来ビジョンCX150にて公表】  ①-2　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/ir/pdf/ir20250515\_1\_01.pdf  　【中期経営計画2027『見極め、つなぐ』P36（5）事業基盤強化：DX戦略にて公表】 | | 記載内容抜粋 | ①-1　創業150周年となる2031年にむけた未来ビジョンとして『未来ビジョンCX150』を掲げています。  TODAグループは、お客様に寄り添い、情報や機能のこれまでにない組み合わせを実現し、新たな価値を創造する『価値のゲートキーパー』となることを目指します。  本中期経営計画は４つの事業領域の展開を通じて、協創社会の実現に貢献します。  ①-2　コア事業を支える基盤を「インフラセキュリティ」「DXビジョンを実現する取り組み」「全社DXビジョン2030」で強化します。  持続的な成長にむけて、デジタル（D）＋変革（X）を着実に推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　公表媒体である中期経営計画2027『見極め、つなぐ』は取締役会で承認を得た経営方針・中期経営計画に基づいた内容となっております |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2027『見極め、つなぐ』  ②　統合報告書2025  ③　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX） | | 公表日 | ①　2025年 5月15日  ②　2025年 9月 9日  ③　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/ir/pdf/ir20250515\_1\_01.pdf  　中期経営計画2027『見極め、つなぐ』P36 (5)事業基盤強化：DX戦略 にて公表  ②-1　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/sustainability/report/pdf/toda\_integrated\_report2025.pdf  　統合報告書2025 P45 DX戦略 DX戦略全体像 にて公表、  ③　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/pickups/mirai\_dx.html  　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX）　DXによって提供できる新たなサービス　にて公表  ②-2　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/sustainability/report/pdf/toda\_integrated\_report2025.pdf  　P72 技術革新と提供価値の向上 | | 記載内容抜粋 | ①　「人」とデジタルをつなぎ、新しい事業領域で価値を創出する。  データの蓄積と利活用により、協創社会の実現を担う「人」の事業活動を支え、経営基盤を整えます。  ②-1　「情報」を第四の経営資源と位置づけ、データドリブンな意思決定を各階層で実践できる基盤を整備し、経営のスピードと質の向上を図ります。また、業務プロセス変革による生産性・品質の向上を目指し、まずは全社横断での情報集約の取り組みを推進しています。さらに、複合型事業を支えるデジタルプラットフォームの整備を通じて、部門を超えた連携と貢献の可視化を実現します。  ③　組織、人、そしてモノがデジタル情報を介して有機的につながることによって、これまでにない、質の高いサービスの提供が可能となります。同時に、現代が抱える様々な課題を解決し、当社は豊かで活力ある社会の実現に向けて貢献します  ②-2　輸送シミュレーションシステム「Route Master 4D®」  点群データやBIM/CIM情報をもとに、現場周辺の3次元 空間を再現し、輸送車両の動きを立体的に検証できる輸送 計画支援ツールです。車両や歩行者の往来が多い工事用 ゲート付近では、円滑かつ安全な搬出入が求められます。本 システムでは、AIが輸送車両の最適なルートと軌跡を自動 で生成し、周辺構造物との接触リスクを事前に確認すること が可能です。さらに、道路の勾配や車両の特性を反映したシ ミュレーション機能や、多視点から確認できる表示機能を備 えており、従来の図面や経験に頼る計画に比べて、より高精 度で再現性の高い計画立案を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　公表媒体である中期経営計画2027『見極め、つなぐ』は取締役会で承認を得た経営方針・中期経営計画に基づいた内容となっております  ②　公表媒体である統合報告書2025 は取締役会で承認を得た内容となっております。また、中期経営計画2027『見極め、つなぐ』P36 で公表しているDX戦略に基づいた内容となっており、トップ含めた社内の戦略会議にて承認を得た内容となっています。  ③　公表媒体である戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX）は弊社、舘野常務およびDX統轄部 羽田役員管理の元に発出され、中期経営計画・統合報告書2025記載のDX戦略に基づいた内容となっております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　統合報告書2025  　統合報告書2025 P15 MESSAGE FROM MANAGEMENT にて公表  ③　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX）  　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX）　全社最適なDX推進サイクルにて公表 | | 記載内容抜粋 | ②　DXについては、2020年に管理本部 ICT 統轄部の中に、DX 推進室というかたちで設立 して、TODA BUILDINGのスマートオフィス化などを主に進めてきました。同時に社内人 財から高度なICTリテラシー人財を育成する必要性を感じて、東洋大学情報連携学部の リカレント教育を社内公募の中から2期50名を選抜して受講させました。  本年度から社長 直轄のDX 統轄部として組織し、デジタル人財のさ らなる育成、デジタル技術を駆使した業務プロセ ス変革による生産性・品質の向上、データドリブン 経営化などを加速していきます。  ③　2025年から各事業部門の現場や課題・ニーズを吸い上げる「DXのつどい」という場を構築。抽出された課題は必要に応じて経営層へ報告することで以下の意思決定を迅速化。  「DX人財の育成・採用、各部門の課題解決支援、最新技術事例の提供、部門間の連携促進」  この仕組みを通じて、常に全社最適な支店でDXを実現し、お客様への提供価値の最大化を目指します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　統合報告書2025  　統合報告書2025 P45 DX戦略 DX戦略全体像 にて公表  ③　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX）  　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX） DXによるデータ利活用　にて公表 | | 記載内容抜粋 | ②　「情報」を第四の経営資源と位置づけ、データドリブンな意思決定を各階層で実践できる基盤を整備し、経営のスピードと質の向上を図ります。  すべての土台となる共通インフラとセキュリティ体制の  強化にも取り組み、統一的かつ安全な環境を全社的に整えています。  ③　DXによる環境整備のもと業務フローの変革やDX人材の育成が必然となります。DX推進体制、環境整備、ロードマップを進めることで、強固なCLOSED LOOP（Solution × Data × Management）を構築し、持続的成長を推進していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025  ②　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX） | | 公表日 | ①　2025年 9月 9日  ②　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/sustainability/report/pdf/toda\_integrated\_report2025.pdf  　統合報告書2025 P46 DX戦略 DXを推進する人財強化 にて公表  ②　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/pickups/mirai\_dx.html  　戸田建設が考えるデジタルトランスフォーメーション（DX） DX実現に向けたロードマップ にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　2025年度の人財育成を以下に設定。  全社員を「デジタル利活用人財」以上に  「フロントランナー人財」を300人  「エキスパート人財」を50人  上記にてDX人財に関する進捗を評価・判断  ②　以下のロードマップに対する達成度を確認。  FY2025：データ活用・デジタル技術の活用方針を全社に展開し、DX関連の教育施策を整備。現場での実装に向けた基盤と共通言語を確立する  FY2027：データ収集の自動化や、各部門でのデータ／デジタル技術の実践を本格化。教育施策を拡充し、成功事例の横展開を通じてDXを定着させ、「成功ループ」を加速する  FY2030：データドリブンな意思決定を全社標準として根付かせ、新規事業創出プロセスを型化。あわせて、技術の進化に呼応して施策を見直し、競争力を継続的に高める。  これらの取り組みを、将来ビジョンCX150の下で一体的に進め、データを価値創造へつなぐ“高いDX推進力”と“新規事業の創発力”を同時に磨き上げていきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月 9日  ②　2025年 9月 9日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/sustainability/report/pdf/toda\_integrated\_report2025.pdf  　統合報告書2025 P24 DX戦略の全体像にて公開  ②　サステナビリティ トップメッセージ  　当社ホームページ  　https://www.toda.co.jp/sustainability/message.html  　「Build the Culture.人がつくる。人でつくる。」 | | 発信内容 | ①　当社は「全社DXビジョン2030」のもと、「人」とデジタルをつなぎ、新たな事業領域で価値を創出すること、そしてその源泉であるデータを蓄積・利活用し、協創社会の実現を担う「人」の活動を支えることを、DX戦略の根幹に据えています。  このビジョンは、当社の長期経営戦略「CX150」で掲げる「価値のゲートキーパーとして協創社会を実現する」将来像の実現にもつながるものです。  DX戦略で定める6つの重点施策を着実に推進していくことで、当社が目指す「価値のゲートキーパー」としての役割を強化し、新たな価値創出を目指してまいります。  ②　今回、私が直轄する部署として、安全品質環境管理本部とDX統轄部を設置しました。私たちは社会のインフラを担う事業を営んでおり、品質不具合や事故などを起こせば大きな社会問題となり、企業価値を大きく損なうことになってしまいます。今までもSQEは最も重要であることは変わりませんが、組織としても社長直轄の本部という形にして、経営上の重要な事項としてより真摯に取り組んでいきます。  DXについては、2020年に管理本部ICT統轄部の中に、DX推進室という形で設立して、TODA BUILDINGのスマートオフィス化などを主に進めてきました。同時に社内人財から高度なICTリテラシー人財を育成する必要性を感じて、東洋大学情報連携学部のリカレント教育を社内公募の中から2期50名選抜して受講させました。本年度から社長直轄のDX統轄部として組織し、デジタル人財のさらなる育成、デジタル技術を駆使した業務プロセス変革による生産性・品質の向上、データドリブン経営化などを加速していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 4月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策とし以下の対策を講じている  ・監査室による全支店の社内監査において、「セキュリティポリシーの運用状況」についての内部監査を毎年実施  ・社員に対する定期的な情報セキュリティ教育  ・未知のウイルス対策ソフト導入  ・PCログイン時の生体認証導入中  ・PCデータ暗号化100%導入  ・セキュリティ教育・訓練実施中  ・専用線／仮想専用線の利用  ・統合認証(SSO)導入  ・多要素認証の導入  ・システム公開時のセキュリティ診断実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。